

目次	1	研究科長・学部長からのご挨拶 [大澤 裕]
	2	JR 東日本社長講演 [荒木尚志] / 井上正仁名誉教授、日本学士院会員に選定 [大澤 裕]
	3	田口教授、学士院賞受賞……著作紹介 [田口正樹] / 国立台湾大学との法学セッション開催 [沖野眞巳]
	4~6	退職教員からのメッセージ [ダニエル・H・フット] [西川洋一] [井上達夫] [中里 実] [佐伯仁志] [道垣内弘人]
	7~9	新任教員のご挨拶 [田口正樹] [瀧川裕英] [和田俊憲] [松井智予] [溜箭将之] [水津太郎] [神吉知郁子] [境家史郎] [神山弘行]
	10	オープンキャンパス・ホームカミングデイの法学部企画について / 追悼・小林直樹先生のご逝去を悼む [石川健治]



研究科長・学部長からのご挨拶

法学政治学研究科長・法学部長

大澤 裕

新型コロナウイルス感染症の拡大は、年度を締め括る3月、新年度・新学期をスタートする4月という、1年の中でも最も晴れやかで大切な時期の大学を直撃しました。3月の東京大学学位授与式（大学院）、同卒業式（学部）は、例年であれば、安田講堂にすべての修了生、卒業生を集めて盛大に執り行われますが、2019年度の各式典は、感染拡大防止＝「密」回避のため、大幅な規模縮小・簡素化を余儀なくされ、会場には、研究科各専攻（各課程）、各学部の代表者1名のみを集める（会場での式典の様子は外部にインターネット配信する）形で行われました。全学の式典に引き続き研究科、学部が行う学位記伝達式は、式典としての開催を断念し、学位記の交付のみ、執行部教員の手で行いました。4月の東京大学入学式は中止となり、研究科各専攻の進入学生歓迎式・ガイダンス、学部の進学者ガイダンスもすべて中止となりました。

このように例年とは著しく様相が異なりましたが、3月には、法学部では、358名の卒業生を送り出しました。新コース制・新カリキュラム（2017年4月の法学部進学者から適用）による卒業生は、第1類（法学総合コース）177名、第2類（法律プロフェッション・コース）120名、第3類（政治コース）47名であり、旧コース制・旧カリキュラムによる卒業生は、14名でした。大学院総合法政専攻では、修士課程の修了者19名、博士課程の修了者7名に、それぞれ「修士（法学）」「博士（法学）」の学位を授与し、同法曹養成専攻（法科大学院）では、修了者137名（既修者105名、未修者32名）に「法務博士」の学位を授与しました。4月には、法学部では、409名の進入学生（転学部生を含む）を迎え（第1類232名、第2類138名、第3類39名）、大学院では、総合法政専攻修士課程に12名、同博士課程に20名、法曹養成専攻に209名（未修者57名、既修者152名）の進入学生を迎えました。駒場からの法学部進学者数は、進学定数の科類別枠を改めた（文科1類枠を縮小、全科類枠を拡大）昨年度以来、堅調です。

研究科・学部の変化として特筆すべきは、スタッフの新旧交代です。3月31日付で7名の先生方が退職され、4月1日付で9名の先生方が着任されました。退職されたのは、ダニエル・フット教授（法社会学）、西川洋一教授（西洋法制史）、海老原明夫教授（ドイツ法）、井上達夫教授（法哲学）、中里実教授（租税法）、佐伯仁志教授（刑事法）、道垣内弘人教授（民法）であり、新たに着任されたのは、田口正樹教授（西洋法制史）、瀧川裕英教授（法哲学）、和田俊憲教授（刑事法）、松井智予教授（商法）、溜箭将行教授（英米法）、水津太郎教授（民法）、神吉知郁子准教授（労働法）、境家史郎准教授（現代日本政治）、神山弘行准教授（租税法）です。なお、フット教授は、教授会メンバーを去られましたが、4月以降も特任教授（国際化担当）をお務めです。

現在、研究科・学部の授業は、演習を含め、すべてオンライン形式で実施されています。幸い、大きな混乱もなく実施できているのは、研究科・学部スタッフの教育に対する熱意とそれに応える学生の学修意欲がうまく噛み合っているからといえます。引き続き、工夫を重ねつつ、研究科・学部の使命を果たすとともに、様々な経験を将来の資産ともできるような努めてまいり所存ですので、今後とも、温かいご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



第8回ビジネスロー講演会： 深澤祐二 JR東日本社長講演



第8回ビジネスロー講演会が、2019年11月28日、深澤祐二氏（東日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長、1978年法学部卒）を講師にお迎えして、法文1号館25番教室にて開催されました。当日は、700人収容の25番教室がほぼ満席となる大盛況でした。

在学中は東大ヨット部で活躍された深澤氏の講演は、「健康経営推進中！」のローガンとともに深澤氏がダンベルを握った姿がスクリーンに大写しされ、和やかな雰囲気での始まりでした。深澤氏は、「JR東日本グループの変革」という演題で、会社発足30年にあたり次の30年に向けた中期経営構想「変革2027」に基づく経営ビジョンについて熱く語られました。

1987年の会社発足以来、「鉄道の再生・復権」を目指して、輸送業務の安全性向上やサービス向上への取り組み、さらに、生活サービスやIT・Suicaサービスへと事業フィールドを拡大し、非運輸業部門でも社会的に大きな存在に発展してきたことが紹介されました。しかし、特に輸送サービス関連では、近い将来、本格的な人口減少や自動運転の実用化など、経営環境の急激な変化は不可避であり、こうした変化を先取りするため、「鉄道を起点としたサービス提供」から「ヒトを起点とした価値・サービスの創造」に転換し、新たな成長戦略を果敢に推進する経営ビジョンが示されました。

企業経営の基軸をESGに置き、東日本大震災からの復興、地方の豊かな発展支援、アジアを中心とする海外人材育成、再生可能エネルギー開発など、信頼と心豊かな生活への貢献を目指すとともに、新たな変革に向かおうとするJR東日本のダイナミズムが、鮮やかな動画を交えた深澤社長の巧みな語りにより伝えられました。講演後の質疑応答では会場から多くの手が上がり、学生の質問に深澤氏が一つ一つ丁寧に応答されていたことも印象的でした。深澤氏のメッセージが、25番教室に集まった学部を越えた多くの学生・院生らにしっかりと届いた講演会となりました。

荒木尚志（教授・労働法）



井上正仁名誉教授、日本学士院会員に選定

井上正仁名誉教授が、2019年12月12日開催の日本学士院総会において、新たにその会員に選定されました。

先生は、1971年6月に本学法学部を卒業後、助手、助教授を経て、1986年2月に本学教授となりました。2013年3月に本学を退職された後は、早稲田大学大学院法務研究科に移られ、2019年3月まで教授を務められました。現行刑事訴訟法の施行と同じ1949年生まれのお先生は、刑事訴訟法の分野において、一貫して、戦後生まれ世代の先頭を走る研究者であり、学界においては勿論のこと、実務・立法に対しても強い指導力を発揮してこられました。現在は、法務省特別顧問をお務めです。

先生は、戦後、全面改正された刑事訴訟法のもとで当初優勢であった「モデル論」（刑事手続モデルとして「大陸法・職権主義・実体的真実主義」型と「英米法・当事者主義・適正手続主義」型とを対置したうえ、後者に則した現行法の解釈・運用を追求する方法論）に対し、議論の図式化・短絡化を警戒して一歩距離を置きつつ、刑事手続の各場面における様々な利害関心の交錯をありのままに受けとめ、その間の合理的な調整を図ることを通じて問題解決を見出していくことの必要性、アメリカ

法に限らない外国法・比較法の知見の拡充・深化を図ることの必要性、実務運用・裁判例を無視することなく、その内在的理解を踏まえた検討を通じ、実務にも説得力を持つ議論を展開することの必要性を説き、その実践を通じて、精緻でバランスのとれた刑事訴訟法理論体系の構築に取り組みされました。『刑事訴訟における証拠排除』、『強制捜査と任意捜査』、『捜査手段としての通信・会話の傍受』は、先生の刑事訴訟法学の到達点を示す代表作です。

先生はまた、深く幅広い知見と卓越したバランス感覚を生かし、通信傍受法の立法や裁判員制度の導入、刑事裁判の充実・迅速化のための法整備等、数々の重要な法制度改革において指導的役割を果たされました。

このようにわが国の刑事訴訟法学と刑事司法制度の発展に多大のご貢献を果たしてこられた先生が、日本学士院会員に選定されたことは、まことに慶祝すべき快事です。ご報告とともに、先生のご健勝とますますのご活躍をお祈りいたします。

大澤 裕（教授・刑事訴訟法）

『ドイツ中世後期の国王裁判権と地域における紛争解決： ルートヴィヒ・デア・バイアーの治世（1314年-1347年）』

田口正樹（教授・西洋法制史）

中世後期（13世紀後半から15世紀）ドイツの国王裁判権は、19世紀以来のドイツ法制史学によって非常に低く評価されてきた。国王宮廷全般からの裁判所の分化が不十分で制度的発達に乏しく、国王が国内の貴族・都市に多く与えた特権によって裁判管轄も限定されていき、また判決を執行する手段も不十分であった、というのである。しかし、こうした評価は、そもそも中世の国王裁判権の評価として適切なものであろうか。

それに対して本書の基本的な発想は、当時のドイツの各地域で展開されていた紛争解決のさまざまな試みを背景に置いて、そのうえで国王裁判権の活動をとらえようというものである。そのために、史料状況がそうした検討に最も適している14世紀前半の国王ルートヴィヒ4世の時代について、王権と地域との関係の異なるタイプを示すと思われる3つの地域（中部ライン、エルザス・上部ライン、ヴェストファーレン）を選び出し、当時の国王裁判権の主な利用者であった諸侯・貴族・都市レベルの紛争がどのように扱われているかを、各種の証書を材料に未公刊史料も含めて広く観察した。

紛争のタイプと当事者に応じて、封建裁判所や教会裁判所で解決が試みられることもあったが、とりわけ盛んに用いられたのは当事者の合意に基づく仲裁であり、仲裁裁判官の人選、仲裁が行われる場所、仲裁判決までの期間などについて、細かな取り決めがなされた。そうした紛争解決の試みはランダムに生

起していたわけではなく、地域の秩序形成をリードする覇権的諸侯、親戚関係などで結びついた貴族間の結合、都市間で定期的に締結される同盟という各地域で展開しつつある構造の中で発生していたが、そこではどのアクターも決定的な影響力を行使できたわけではなく、紛争当事者が自らの実力で訴えて紛争解決をはかる余地も常に存在していた。そして国王裁判権も、このような状況の中で機能していたのであり、仲裁的要素を強く持っていた点や、決定を紛争当事者に押し付けることが難しい点は、地域における紛争解決と同様であった。また国王裁判権が地域の紛争当事者にとってどのような意味を持っていたかは、覇権的諸侯と国王との関係、国王直轄領の存続の程度、巡行する国王宮廷の地域への登場頻度、より一般的に当該地域と王権との関係の歴史などによって非常に大きく異なっており、紛争当事者が国王宮廷における交渉や決定を普通に用いられる紛争解決手段として織り込んで行動している地域（中部ライン）もあれば、国王直轄領に関わる案件を除けば国王裁判権と関係なく紛争解決が試みられていた地域（ヴェストファーレン）も存在した。

以上のように、限られた材料を用いてではあるが本書は、近代国家の裁判を基準とするのではなく、当時の世界により即した形で、中世後期ドイツの国王裁判権の再評価を試みたのである。



国立台湾大学との共同カンファレンス・ 法学セッションが開催されました

2019年12月9日に、東京大学と国立台湾大学との共同カンファレンス2019「共に創るアジアの未来社会」(UTokyo-NTU Joint Conference 2019: Co-creating the future society in Asia)の法学セッションが、「国際化と技術革新の時代の法学教育」をテーマに開催されました。

大澤裕・本学法学政治学研究科長・法学部長、陳聰富・国立台湾大学法理学院長の開会のご挨拶に続き、第1部では、隣接領域における科学技術の展開と法学および法学教育という観点から個別具体的な問題に光を当て、「刑法学の観点から見た自動運転のジレンマ」(報告：薛智仁副教授、コメント：橋爪隆教授)、「医療機関による身体権と健康権の侵害に対する損害賠償の方法」(報告：顔佑紘助理教授、コメント：米村滋人教授)、「ソーシャルメディアにおけるフェイクニュースへの規制方法」(報告：蘇慧婕助理教授、コメント：山本隆司教授)が、取り上げられました。第2部では、具体的な法学教育プログラムのあ

り方という観点から、「東京大学における近年の法学教育改革の概観」(報告者：大澤裕教授)、「先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム」(報告者：田村善之教授)、「アジア法教育プログラム：その目標と挑戦」(報告者：平野温郎教授)として、本研究科・学部における取組みが紹介されました。いずれも活発な質疑応答があり、盛会のうちに幕を閉じました。

沖野眞己（教授・民法）



退職教員からのメッセージ



ダニエル・H・フット

2020年3月末日を以って定年となりました。外国人研究生として1983-85年、客員教授として1991年夏学期および1998-99年の一年間を経て、2000年8月に法社会学担当教授として着任し、以後20年近く法学部で教えてきました。

大正時代以降、チェン先生に次いで二人目の外国人教授であったと理解しています。正直言って、ワシントン大学から東大に移るにあたって、報酬、住宅、年金関係等で様々な不安がありました。それでも、私の専門である日本の法と社会について、本場で研究・教育をする貴重な機会であると思い、引き受けることにしました。ほぼ20年経った今では後悔するどころか、とても恵まれたと思っております。

研究面では、法曹養成改革に深く関わったこともあり、教育関連の文献が一番多いのですが、以前の研究テーマであった刑事制度、裁判制度等に関して引き続き研究をすることができましたし、関係者とのインタビューをアレンジすることはさらに楽になりました。なんとといっても、東大に移ったおかげで、法意識、訴訟行動、ADR、法曹の変動等、次々と大規模な実証的研究プロジェクトに参加することができました。

教育面では、日本語で手書きの答案400枚程度の毎年の採点は別として、駒場の900番教室で法社会学が担当できたことは光栄です。自分なりに、法社会学のみならず、基礎法学全般の重要性かつ魅力を学生たちに伝えようとしてきました。それ以外教育関連で特に誇りに思うのは、着任の2000年以来毎年提供してきた国際契約交渉です。東大側とワシントン大側にそれぞれ3チームが、ビデオ会議施設を利用して企業買収や合併のような案件で交渉し、契約書を作成するという内容で、理論と実務を架橋し、国際交流を重視する科目です。当初の2000年では画期的でした。あれから20年経っても、新型コロナウイルスの影響でつい最近オンライン授業が急増するまで、同科目のように主にインターネット経由で行われる授業はまだ稀でした。

公益活動関連で、以前より審議会制度に関心があり、東大に移れば数年すれば自分も審議会に参加する機会が回ってくるかもしれないと思っておりました。結局、法科大学院設立関係で、2年も経たないうちから、中教審法科大学院部会、司法制度改革推進本部法曹養成検討会等、法曹養成関連でいくつもの委員会委員となりました。その他にも、原田明夫検事総長主催の刑事政策のあり方を考える懇話会、日弁連の市民会議、第二東京弁護士会弁護士任官者推薦審査委員会、日米教育委員会等に参加する機会を得ました。委員会の参加を通じて日本の様々な面について学ぶことが多かった、と同時に自分なりに貢献してきたつもりです。これだけ多くの機会を得たのも主に東大の教

授であったおかげです。

東大着任後、知り合いのコロンビア大学教授二人が、私は東大で5年もつかどうか賭けていた、という話を聞きました。結局、定年まで20年近く持ちました。しかも定年特例による特任教授として、引き続きお世話になります。とても感謝しております。



西川洋一 (にしかわ・よういち)

助教時代から40年近く、学部学生として法学部に進学したときから数えれば45年もの間、東大法学部にお世話になりました。文字通り法学部に育ててもらいました。勉学、研究、教育のいずれにおいても、常に自由に好きなことをやらせてもらったことに、心より感謝しております。

この間の思い出は尽きませんが、やはり2004年の国立大学法人化と法科大学院設置という大きな変革に関連する様々な経験は忘れられません。その一つを挙げれば、2002年秋に、法科大学院教育への助力を要請するため協力関係にあったいくつかのロースクールを訪問する菅野和夫法学部長（当時）のお供をして、1週間ほどアメリカを廻ったことです。当時は、本郷キャンパス全体の将来計画の一環として、法学部が正門前から農学部キャンパスへ全面移転するプランがまだ生きており、その機会に理想的な法学政治学図書館を作ろうということで、たまたま法学部図書室の責任者だった私が、学部長に同行して各大学のロー・ライブラリーを視察するように命じられたのでした。数年前に大改修を終えていたハーバード・ロースクールのライブラリーは、スタッフの面でも財政面でもおよそ参考になりませんでした（チーフ・ライブラリアンいわく「この部屋は安く上げられたんですね。設計者はマホガニーを指定していたけど、交渉の末チェリーで済ませたので…」——ただし材木の種類はうる覚えです）。これに対して学ぶことが多かったのは、州立大学であるミシガン大学ロースクールの図書館でした。最も心に残っているのは、地味で真面目な図書館人の典型のようなチーフ・ライブラリアンの女性の次の言葉です。「州立大学である本学には市民の子弟の教育に尽くすことが常に求められます。しかしわれわれライブラリアンはみな、自分たちの第一のミッションがファカルティーのリサーチに奉仕することであると信じています」。特に質問したわけでもないのにふと発せられたこの言葉は、ミシガン大学の図書館員たちの誇りの表現であると同時に、(図書館員は実によく教員のことを見ているので)ミシガン大学ロースクールの教員たちがどれほど研究を重視しているかの証しだとも思いました。

迫りくる大きな歴史的変革の中で、大学と法学教育の進むべき方向についてそれまでは思い悩むことも多かったのですが、

この図書館人の言葉に、大学はまずもって研究の場でなければならぬという当然のことを再確認させられた気がしました。その後の自分の教員としての活動はもとより、行政的な仕事においても、しばしばこの言葉を思い、疑うことなくリサーチを最優先することができたように思います。今後も大学、そして法学教育は様々な変革を経験することになるでしょうが、東大法学部はあくまでも独自の研究とそれに基づく教育をミッションとする共同体としての性格を失わないでほしいと願っております。



井上達夫 (いのうえ・たつお)

1991年4月から2020年3月末まで、29年間、東京大学法学部と大学院法学政治学研究科で教鞭をとってきた。法哲学の講義と演習が中心であったが、法科大学院や公共政策大学院ができてからは、応用的テーマの講義も行った。素晴らしい研究環境と優秀な学生に恵まれ、研究者として、また教員として、充実した日々を過ごせたことに感謝したい。

退職直前に刊行した拙著『生ける世界の法と哲学——ある反時代的精神の履歴書』（信山社、2020年1月）のまえがきで述べたが、私は1970年、高校一年生のときに起こった三島由紀夫割腹自決事件に衝撃を受け、彼の出身校である「東大法学部」に興味をもったことが切っ掛けで、文科I類・東大法学部の進路を選択し、法哲学研究者の道を歩むことになった。東大法学部を「密教的アカデミア」、「異界の学舎」とみなした高校生時代の私の想像は、入学後、妄想であることが分かった。しかし、東大法学部が「普通の大学」ではない傑出した研究教育組織であることは確かである。それぞれの分野で学界をリードする同僚研究者たちと優秀な学生たちがそれを証明している。「東大法学部」という名称は、世間では、それに好感をもつ人より反発する人の方が多いかもしれないが、反発する人々にも「超エリート集団」への畏怖のごときものを感じさせてきたと思う。しかし、今後も、本学部・本研究科が各界の優秀な指導者を輩出する傑出した研究教育組織としての社会的な信用と実質を保持し続けられるかとなると、残念ながら、「一抹以上の不安」がある。「モリ・カケ・桜」問題等、安倍一強長期政権下で噴出してきた統治の腐敗墮落ぶりは、東大法学部出身者が多くを占める官僚たちが、行政のプロとしての職業倫理も実力も欠く「官邸の奴隷」にすぎないという疑念を社会に広めている。予備試験恒常化で存立基盤を崩されたロースクールの沈下に巻き込まれて、本学の研究教育体制にもひずみが出てきている。文科系トップとしての「文I」の地位も危うくなりつつある。

この状況に対して、本学教員団の一員だった私も当然、責任を分有している。コロナ危機のさなかにあって、現任教員団のご苦勞は察して余りあるが、今般の危機を、今後も予測不可能な仕方で生じうる同様な危機に実効的に対処できる学知と人材を産出する「傑出した研究教育組織」として本学が発展するための自己改革の好機にしてくださることを切に祈る。前教授としての私にできることは少ないが、本学の名を辱めぬよう、これからも研究に精進し、その成果の社会的発信に努めたい。



中里実 (なかざと・みのる)

時間の流れは早いもので、あっという間に定年をむかえました。

法学部の皆様には、随分と長い間、何から何まで本当にお世話になりました。思い起こすと、随分と恵まれた研究環境でした。お礼の言葉もございません。先生方から受けたご助言が、どれほど研究を遂行していく上での指針になったか、言葉にできないほどです。1978年に研究室に残していただいてから、現在まで、紆余曲折の中で、それでもまがりなりに研究を続けてこられたのは、すべて、先生方のおかげです。

また、快適に研究を続けることの環境を整えてくださいました、事務室の皆様には、心よりお礼を申し上げます。皆様の親身かつ的確なお仕事なしには、温かい雰囲気の中で効率的に研究を行うことは不可能だったと思います。本当にありがとうございました。

さらに、授業やゼミにおいて、創造性にあふれた質問やコメントをしてくださったすべての学生の皆様には、心よりお礼申し上げます。好奇心にあふれた優秀な皆様に授業を行うという贅沢を享受することにより、どれだけ研究が進んだかわかりません。

これから、これまで皆様から受けたご恩を、たとえほんの少しであっても、何らかのかたちで社会のためにお返しできるような生き方ができるようにと希望しております。と申しましても、もとより、できる範囲のことでしかありませんが、せいぜい、微力を尽くしたいと考えております。

自由にのびのびと、知的刺激にあふれた研究を行うことのできる環境が、皆様のご努力で、今後も維持されますよう、心よりお祈り申し上げます。



佐伯仁志 (さえき・ひとし)

皆様、新型コロナウイルスの流行で、大学が閉鎖されて、いろいろとご苦勞なさっていることと存じます。

私は、28年間お世話になりました東京大学を退職して、4月から中央大学法科大学院でお世話になっています。毎週、自宅で授業の口述筆記のような資料を作成してアップロードし、学生から提出された課題レポートを添削して解説とともに返信する、ということを繰り返しています。毎日すごく働いているような（ある同僚の先生は、教師になって初めて給料分働いた気がするとおっしゃっています）、だらだらしているような、微妙な感じです。

東京大学在職中は、大変お世話になりました有り難うございました。28年間を思い返してみますと、いろいろな方にご迷惑をおかけしたことが浮かんできます（決してコロナ鬱ということではないと思います）。事務の皆様には、いつも書類の提出が遅れて、ご迷惑をおかけしてばかりで申し訳ありませんでした。

最後の時期にはある委員会の委員長を長期間務めました。研究科長は、他の方を探すのが面倒であっただけかと思いますが、もし経験を積んでいるから大丈夫だろうと思われていたとすると、それはまったく当たりません。毎年同じスケジュールで活動する委員会でしたが、1年が終わるとやったことをきれいさっぱり忘れてしまいますので、次の年はまた一から（初心に戻ってと言うと美しいですが）務めないといけなくて、失敗しないかいつもヒヤヒヤしていました。大過なく終わることができたのは、ひとえに事務の皆様のご適切なサポートのおかげと感謝しています。

多くの同僚の先生方にも助けていただきました。特に刑事法の先生方には大変お世話になりました。28年間気持ちよく研究生活をおくることができたのは、和気あいあいとした雰囲気の中で支えてくださった刑事法の先生方のおかげと感謝しています。3月の送別会でのスピーチでお礼を申し上げようと思っていたのですが、時間を短くしようとはしよってしまいましたので、ここでお礼を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルスの流行の終息までにはまだまだ時間がかかりそうですので、どうぞ皆様、お体にお気をつけください。またお目にかかれまます機会を楽しみにしております。



道垣内弘人

(どうがうち・ひろと)

2020年3月末をもって、東京大学を早期退職いたしました。1994年に教養学部へ赴任してからは26年、2004年に法学部に配置転換を受けてからは16年。それなりに長いようではありますが、まさに一瞬のことでした。どのような講義がよいのかも、模索し

ているうちに時は経ち、結局、自信のないままでした。研究面の成果についても泣きたくなくなります。

しかし、楽しい時でした。何に縛られることもなく論文を書き、講義でも、しばしば冒険をしました。そして、冒険として示した新たな分析に対しては、多くの場合、即時に鋭い疑問が学生から提起されました。多くの新説は、発表から30分しか寿命がありませんでした。緊張感のある日々でしたが、他ではなかなか味わえないものだろうと思います。

先輩・同僚の研究者にも恵まれ、多くの刺激を受けることができました。

事務の方々にも心から感謝します。以前は、複雑な申請書類も自分で処理することができたのですが、書類やウェブについて、あえてわかりにくくしているのではないかと感じられようになりました。私の理解能力に柔軟性がなくなってきたのでしょう。何度も何度も問い合わせをすることになりました。そのたびに、「前も言ったじゃないですか」とおっしゃらないで、優しく教えていただきました。

キャンパスの四季折々の景色とともに、これらの人々が構成している環境が東京大学法学部であり、私が心から愛するものです。

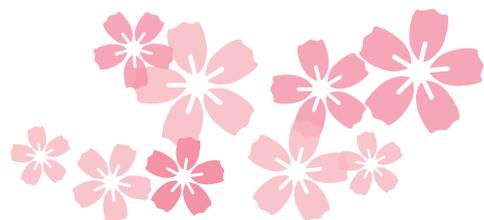
退職にあたってこのようなお願いをするのは恐縮ですが、大学や研究に対する様々な逆風の中、なんとか東京大学法学部の環境を守っていていただきたいと思います。私も一人のOBとして協力していくことができれば幸いです。

※海老原明夫教授（ドイツ法）は、2020年3月31日付でご退職されました。



総合図書館別館（地下）建設工事に伴い装いを新たにした総合図書館前広場。現在本郷キャンパスは入構制限が続いていますが、今後卒業生の皆様のご来訪をお待ちしています。

新任教員のご挨拶



田口正樹 (たぐち・まさき)

教授・西洋法制史

北海道大学法学研究科から移籍してきました田口正樹と申します。専門分野は西洋法制史ですが、これまで特に中世後期（13-15世紀）ドイツの法と国家の歴史を研究してきました。その他に、大学の歴史、ドイツと日本の歴史研究と法制史研究の歴史、近代ドイツ法学の非西洋世界への伝播の歴史などにも関心を持っています。興味を惹かれているのは歴史ばかりですが、歴史志向は既に子どもの頃からのもので、スポーツカーや鉄道車両といった男の子が熱狂するアイテムにはさっぱり興味がわかず、外国の王様の系図とかが好きでした（変な子どもだったんですねえ）。しかし、歴史を知り、歴史的に考えることは、個人の趣味にとどまらず、現代人に求められる資質ではないかとも思っています。

我々を取り巻く事物は歴史的次元を持っており、ある時代についての理解が変化した場合、現在の事物の理解も変化します（タイムマシンで過去を操作すると未来の世界も変わってしまうというのはSFでよく出てくる話ですね）。他方で、歴史の理解にはトンデモない説に足をすくわれるリスクも存在しています（100年前はこうなっていたと言われると、何せ自分が生まれる前の話ですから、つい鵜呑みにしがちです）。このように、いわば積極・消極両面で、歴史的知識と思考は重要で、学生の皆さんがそれらを涵養する手助けを、授業を通じてしていくことができればと思っています。



瀧川裕英 (たきかわ・ひろひで)

教授・法哲学

2020年4月1日付けで、法学政治学研究科に着任しました。瀧川裕英と申します。法哲学を専攻しています。

思い返してみると、駒場時代から、哲学的な問題を考えるのが好きでした。例えば自由意思と決定論の問題は、解いてみたい謎の一つでした。そのころから研究者を志していたわけでは全くありませんが、さまざまなご縁に導かれてこの道に進み、気がつけばすっかり中堅です。学問的興味の赴くままに、そして依頼されるままに、研究を進めてきましたが、そろそろ法哲学という学問的営為の総体について、一定の見通しを提示したいと考えるようになってきました。

東京大学との関係では、1993年に法学部を卒業し、助手・講師として5年間勤務しました。その後、大阪市立大学で14年

間、立教大学で8年間勤務し、およそ四半世紀ぶりに東京大学に戻ってきたので、戸惑うことも少なくありません。この春久しぶりに中央食堂に行ったときには、どこでどうやって食事にあるか分かりませんでした。公立大学、私立大学と渡り歩いてきたので、事務体制や研究支援体制の違いは新鮮です。また直近では、2018年から1年間オックスフォード大学で在外研究を行ったので、研究教育環境の違いは興味深いです。

現状では新型コロナウイルスの影響でかありませんが、基本的に大学で仕事をするスタイルですので、キャンパスで私を見かけられた折には、お気軽に声を掛けていただき、ご案内いただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。



和田俊憲 (わだ・としのり)

教授・刑法

2020年4月1日付けで、刑法担当として着任いたしました。もっとも、これを執筆している時点ではまだ本郷にも駒場にも足を踏み入れておらず、純粋にオンラインでの活動のみをしている状況で、身が引き締まるといった状態になるには時間がかかりそうです。

思い返せば四半世紀以上前のことですが、教養学部に入學した直後に道垣内弘人＝和仁陽両先生による「国際法模擬裁判演習」を受講したところ、それが入り口となって、筒井若水先生が顧問の「現代国際法研究会」に入ることになりました。同サークル内で触れた学問的営為の魅力が、わが人生の転機機だったと思います。法学部に進学後、山口厚先生に進路希望を訊かれ、「たまに小論を発表するような実務家」と答えたところ、「それは無理ですね。どちらかに徹底した方がよい」と言われたときには、「実務家でない方」に強く惹かれていることを見抜かれていたのかもしれない。

法学部を卒業し、山口先生のもとで助手を3年間務めた後、北海道大学で5年間、慶應義塾大学で在外研究までの8年を含め13年あまりを過ごしまして、今般の着任から定年までは、制度変更がなければちょうど21年という計算になります。若い頃と違って、最近では学問的にも清濁併せ呑むところが出てきていますが、上記の〈3、5、8、13、21〉という並びがフィボナッチ数列であることに気がきましたので、引き続き美学の追究も意識したいと思っています。



松井智予 (まつい・ともよ)

教授・商法

4月から商法担当の教員として赴任した松井智予と申します。

平成11年から1年間の法務省勤務を挟んで同15年7月まで助手として本学法学政治学研究科に在籍しておりました。

企業活動を行う会社が取引相手、社会、環境など様々なステイクホルダーに影響を与えるという若干公的な側面に興味を持ちつつ研究をしておりました。その後、東北大学に赴任し、同僚や環境にも恵まれて充実した生活を送らせていただきましたが、平成17年に結婚して仙台と長野県北部と行き来する生活になったあと、同18年9月からは2年間単身赴任でハーバード大学東アジア法研究所に客員研究員として在籍し、帰国後は同21年4月に長女を出産するなど、あわただしい生活が続き、家族の別居状態を解消する必要が生じたこともあって平成22年4月から上智大学に異動しました。上智大学では本来いろいろな成果を発表すべきなのに思うに任せないというジレンマの時期に温かく支えていただけたことで、なんとか仕事を辞めずにいられたことに本当に感謝しております。また他の研究者の皆様からも様々な研究会などに顔を出す機会を継続してオファーしていただけたことで、未熟ながら研究を続けることができました。

この20年間のうちに、会社をめぐる議論の潮流は大きく変化し、企業活動の社会的影響やリスクに関する関心が急速に高まってきたことで、法学においてもこれらに応じた学際的議論が発展すると予想しています。今後も微力ながら知見を積み重ね、研究で何かしらの貢献ができればと思います。今後ともよろしく願いいたします。



クリクリした法学政治学

溜箭将之 (たまるや・まさゆき)

教授・英米法

2001年9月11日、ニューヨークのワールド・トレード・センターでテロが起こった時、私はニューヨーク大学で海外研究中で、黒煙が見える距離にいました。2008年にリーマン・ブラザーズが破綻した時は、ケンブリッジ大学で海外研究中でした。

当時の私は、啞然とニュースを見るだけでした。しかし、9・11テロ直後のイスラエル人の友人の言葉が、今思えば含蓄があります。テロに遭った時は、どうすれば平常を維持できるか知恵を絞れ。

これらの経験は、私の英米観にも影響を与えました。危機は、人や社会や国の本質・本性を露わにします。強みや弱み、素晴らしい面から醜い面まで。

私の立教大学からの移籍は、コロナ危機の只中になりました。しかし、普段から心がけている3つのことを、本学での教育研究でも心がけたいと思います。

クリティカル、批判的でありたい。人々が当然と信じている

ことや、権勢を誇る人の主張が、本当だろうか、その論拠は何だろうか、と疑うことです。

クリエイティブ、創造的でありたい。批判は、論敵を頭ごなしに非難することとは違います。クリティカルな現状認識をふまえ、これから人との関係、社会のあり方、国や世界を規律する法はどうあるべきか考える。

そして、二つのクリを合わせ、クリクリした法学政治学。キュリオス、興味津々でもいいですが、あえて輝く目を連想させるクリクリにしました。純真に物事を探求したくなる学問の好奇心です。



水津太郎 (すいづ・たろう)

教授・民法

2020年4月1日付で、法学政治学研究科に着任いたしました。民法を専攻しております。

慶應義塾大学法学部で学び、同大学院大学院法学研究科で研究生活を開始いたしました。その後、2006年4月から14年間、慶應義塾大学法学部にお世話になりました。慶應義塾大学では、法学部・法学研究科と大学院法務研究科（法科大学院）とで組織が分かれています。授業は、大学院法務研究科のものについても担当しておりました。

これまでの研究で扱ってきた対象は、財産の帰属と変動をめぐる問題を中心とする解釈論・立法論のほか、物権と債権との区別、各種の代位制度等といった民法の全体にかかわるものや、法典論、法解釈方法論等といった民法の総論に属するものです。それぞれの対象を扱うにあたっては、自分の問題関心や先行研究の状況等に応じて、体系的な分析・検討をしたり、歴史をさかのぼったり、比較法的な考察をしたりするなど、さまざまな方法を用いてまいりました。研究の対象や方法にかかわらず、自分がおもしろいと思う研究を自由におこなってきたように思います。

授業は、まだオンラインで数回実施しただけですが、優秀で意欲の高い学生が多く、大いに学ばせてもらっております。

これまで私大で過ごしてきたわたしに求められているのは、多様性の確保に貢献することであると思っております。研究教育に一所懸命精進いたしますので、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



神吉知郁子 (かんき・ちかこ)

准教授・労働法

これまで、主流にいたためしがありません。教養のクラスでは女子は6人のみでしたし、進学した医学部健康科学・看護学科では史上初の文1出身者と珍しがられ、卒業後に法学部に学士入学したときには、知人すらいませんでした。幸運にも荒木尚志先生のご指導を賜って大学院の研究者養成コースに進んだ後も、修士課程で結婚・出産し、ワークライフバランスに苦慮しながら、家族の転勤先での非常勤などを細々と繋ぐ日々でした。初めて専

任として立教大学の教壇に立ったのは、わずか7年前です。そんな自分が法研に戻って良かったのか、伝統ある労判を停滞させてしまわないかという怖れは、おそらくずっと拭えないのだろうと思います。それでも、自分なりの使命を追求することで、何らかの貢献ができればと考えております。

私の専門とする労働法は、労働現場の多様化を背景に、従来の原則と例外の捉え方がそぐわなくなるほどダイナミックな変化の渦中にあります。未曾有の災禍によって、今ほど、労働法が具体的な答えを求められているときはないかもしれません。今はまた、法の支配、法治国家の危機でもあります。見えないものの価値を忘れずに、声なき人の声を聞くことの大事さを肝に銘じて、何を守り、何を变えるべきなのかを真摯に問い続ける所存です。そして、教育・研究・学内外の行政いずれにおいても、やるべきことを愚直に行き参ります。どうぞよろしくお願いいたします。



境家史郎 (さかいや・しろう)

准教授・日本政治

2020年4月1日付で法学政治学研究科に着任いたしました。「日本政治」の講義を担当いたします。主として、有権者の政治意識・行動を計量的に分析する研究をしております。戦後政治の歴史的展開、また戦後日本の政治経済発展といったマクロなテーマに関心を持っており、それとの関連でミクロな分析を行うことを意識しています。

本年3月までは首都大学東京（現・東京都立大学）法学部に勤務しており、その前は2015年3月まで東京大学社会科学研究所で准教授をしておりました。ですから本郷には5年ぶりに帰ってきたことにはなりますが、着任早々コロナ騒ぎでキャンパスへの入構が規制され、同僚の先生方にご挨拶も満足にできず、学生に直接お会いすることもなく、異動した実感がまだ湧いていないというのが正直なところ。私は学生時分から歴史の重みを感じる本郷キャンパスの雰囲気が好きで、構内で落ち着いて研究教育を行える日が来るのを心待ちにしております。

「日本政治」、またその淵源たる「政治過程論」講座は、これまで京極純一先生、蒲島郁夫先生、川人貞史先生と傑出した研究者によって担われてきました。その講義を私が引きつぐことになり、たいへん光栄に思うと同時に、身が引き締まる思いでおります。偉大な先達に一步でも近づき、また後続の研究者を育てるためにも、自分自身の研鑽をつづけていく所存です。



神山弘行 (こうやま・ひろゆき)

准教授・租税法

2020年4月1日付で、法学政治学研究科に着任いたしました神山弘行です。

租税法を専攻しております。研究は、所得課税を中心に、課税のタイミングなどを題材としつつ、納税者と政府（市場

と国家)の視点の峻別を試みる観点から、リスクと時間軸の関係について研究を進めてきました。さらに、伝統的な法解釈学に加えて、ファイナンス理論や経済学・行動経済学などの隣接諸科学の知見も参照しつつ、伝統的な議論では見落とされてきた租税法の構造や暗黙の前提に光を当てられるよう研究を試みています。また、租税法制度や財政法制度を通じた世代間のリスク分配という観点から、世代間衡平についても強い関心を持って研究を進めております。

東京大学では法学部生・助手・助教として2009年までお世話になり、その後、岡山大学、神戸大学、一橋大学にお世話になりました。11年ぶりの母校ですが、図書館等のハード面だけでなく研究・教育プロジェクトといったソフト面でも多くの変化があり、東京大学法学部・法学政治学研究科の進化を感じております。

COVID-19の世界的拡大にともない、東京大学でも4月からオンライン講義を全面的に実施するなど、研究・教育の双方において急激な変化が求められております。諸先生方・諸先輩方が丹念に築かれてきた良き伝統を大切にしつつ、少しでも前に進めるよう研究・教育に懸命に励む所存ですので、どうぞよろしくご厚意申し上げます。



2020年度東京大学オープンキャンパス・ホームカミングデイ法学部企画について

毎年夏に開催されている東京大学オープンキャンパスにつきまして、2020年度は残念ながら、新型コロナウイルス問題のため中止とさせて頂き、代替措置として、9月と来年1月の2回にわたり、オンライン配信を予定しています。

2020年度の東京大学ホームカミングデイは、10月17日（土）の開催を目指しており、法学部・大学院法学政治学研究科でも、大澤裕学部長による法学部の現況説明に加えて、最近の法律学・政治学に関連したホットな話題を講演で扱うことで、卒業生の皆様に「法学部のいま」を間近にご覧頂く機会にしたいと考えております。

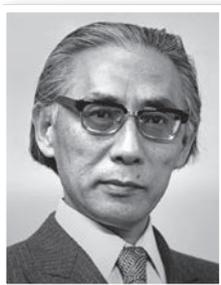
両企画の詳細につきましては、今後東京大学の特設サイトをご覧頂くか、法学政治学研究科庶務係（電話 03-5841-3105）にお問い合わせ下さい。

追悼 ● 小林直樹先生のご逝去を悼む

本学名誉教授の小林直樹先生が、2020年2月8日午前8時33分、くも膜下出血のため、東京都稲城市内の病院で逝去されました。享年99歳（満では98歳）。お別れの会が企画されていましたが、コロナ禍で順延になっています。

小林先生は、1921年10月3日長野県小諸市のお生まれ。旧制上田中学校、旧制水戸高等学校を経て、1942年4月東京帝国大学文学部哲学科入学。同年9月より同法学部政治学科に転じられました。（信濃毎日新聞1988年4月30日「来し方の記20」）。在学中に学徒出陣して、新京の八一五部隊などに所属。戦後復学した後は、尾高朝雄、田中二郎両教授の演習に参加されました。高文に一桁合格したものの、尾高教授の勧めでいわゆる特研究生として大学に残り、法哲学者としての歩みをスタート。1951年9月より東京大学教養学部講師、翌年同助教授（法学概論担当）。専門の法哲学研究の傍ら（『法理学上』1960年）、実証的な立法過程調査を踏まえた「立法学」の分野を開拓されました（『立法学研究』1984年）。1954年秋からの西ドイツ留学時代には、テュービンゲン大学のエーリヒ・フェヒナーに師事。56年5月、恩師尾高の急逝を告げる電報に接したのは、ミュンヘン滞在中の出来事でした。

帰国後まもない1958年秋、宮沢俊義教授の後任として法学部に招聘され、熟慮の末これを受諾。不惑を前にして憲法学者に転身されました。翌年からの初講義のために用意した講義案は12分冊に及んだといい、御苦勞の程がし



のばれます（後の『憲法講義上・下』）。在職中に公刊された研究書は、法学博士号を授与された『憲法の構成原理』（1961年）、『現代基本権の展開』（1976年）、『国家緊急権』（1979年）のような憲法理論の研究、駒場時代の立法学の流れをくむ『日本における憲法動態の分析』（1963年）、『日本国憲法の問題状況』（1964年）、『日本人の憲法意識』（編著、1968年）の如き憲法動態の実証研究、1969年夏からのイェール大学での在外研究を契機とするエマースン『表現の自由』（横田耕一との共訳、1972年）の翻訳など枚挙に遑がありません。『憲法を読む』（1966年）、『憲法第九条』（1982年）などの啓蒙書、60年安保を機に活発化した論壇における発言も含めて、文字通り東大憲法の看板教授として活躍されました。

東大退官後も専修大学や北海学園大学で教鞭をとられましたが、特筆すべきは、教壇を去られたのを機に憲法学をきっぱりと引退され、晩年を人間学の研究に没頭されたことです。2006年には、文系・理系の区別を超えた総合人間学会を設立して、80代半ばで初代会長に就任し、90代を迎えてなお現役の研究者として、『暴力の人間学的考察』（2011年）、『欲望の人間学』（2012年）と、本格的な研究書を立て続けに発表されたのです。最後の著書が公刊された直後に、「次のテーマはなんですか？」とお伺いしたときの、嬉しそうな表情を忘れることはできません。最後の病床まで書物を手放すことがなかった、生涯一研究者としての小林先生のお姿をこそ、記憶と記録に留めておきたいと思えます。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

石川健治（教授・憲法）

東京大学 | 大学院法学政治学研究科・法学部

NEWSLETTER

ニューズレター

2020年8月発行 No. 26

【編集・発行】……東京大学 大学院法学政治学研究科・法学部 卒業生委員会

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学法学部内



ホームページにも学部のニュースなどが掲載されていますので是非ご覧ください！

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/>

《卒業生委員会事務局への連絡先》

Tel 03-5841-2776

Fax 03-5841-3119

E-mail alumni@j.u-tokyo.ac.jp